



平成22年5月31日

各 位

会社名 スズデン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐々木 秀明  
(コード番号 7480 東証第一部)  
問合せ先 社長室長 永田 佳久  
TEL 03-5689-8001

### 当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成22年5月31日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、報酬としてストックオプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を平成22年6月25日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社の取締役（社外取締役を含む）の報酬額は、平成3年2月6日開催の臨時株主総会において総額年間4億円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分の給与は含まれない）としてご承認をいただいておりますが、かかる報酬等の額の範囲内で、譲渡制限付き新株予約権を用いたストックオプションの付与を取締役（社外取締役を除く）に対して行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由等

当社は新株予約権が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的にストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

なお、当社は社外取締役を、経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図るというコーポレート・ガバナンスの一環として設置したことから、かかるストックオプションとしての新株予約権は社外取締役に対しては付与されません。

具体的な付与数は、上記報酬等の額の範囲内で、固定報酬等とのバランス、各取締役の職務内容等を勘案して、取締役会の決議により定めます。

なお、現在の取締役の員数は8名ですが、第58回定時株主総会第1号議案（取締役5名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は1名）となります。

#### 2. 新株予約権の内容

ストックオプションとして取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の内容は下記のとおりであります。

##### (1) スtockオプションAプランとして用いる新株予約権の内容

###### ①新株予約権の目的である株式の数

取締役の報酬年額4億円から取締役の固定報酬を除いた額を（1）②の計算で得られた1株あたり払込金額で除した株数を上限とする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株あたりの払込みをすべき金額に新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。

1株あたりの払込みをすべき金額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）または割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当て等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認められる調整を行う。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日から7年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

④譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑤その他の新株予約権の内容

その他の募集事項および細目（上記①から④までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議において定める。

(2) ストックオプションBプランとして用いる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の数

取締役の報酬年額4億円から取締役の固定報酬を除いた額を（1）②の計算で得られた1株あたり払込金額で除した株数を上限とする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株あたりの払込みをすべき金額を1円とし、これに新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から2年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

④譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑤その他の新株予約権の内容

その他の募集事項および細目（上記①から④までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議において定める。

以上